

令和7年度 南相馬市一時預かり事業案内



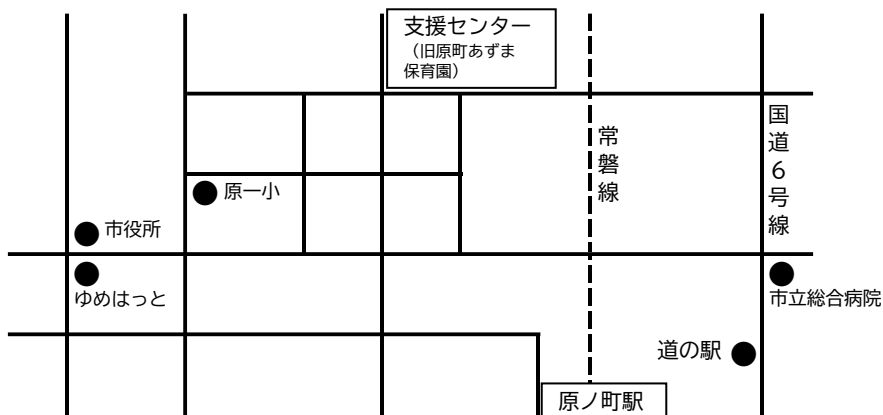
一時預かり事業 とは・・・

お仕事等の理由で家庭での保育が困難となったお子さんや、母親等の育児疲れ解消のため、一時的に保育が必要となったお子さんを子育て支援センターで預かる事業です。

一時預かり事業を実施している施設は、次の3つの施設です。

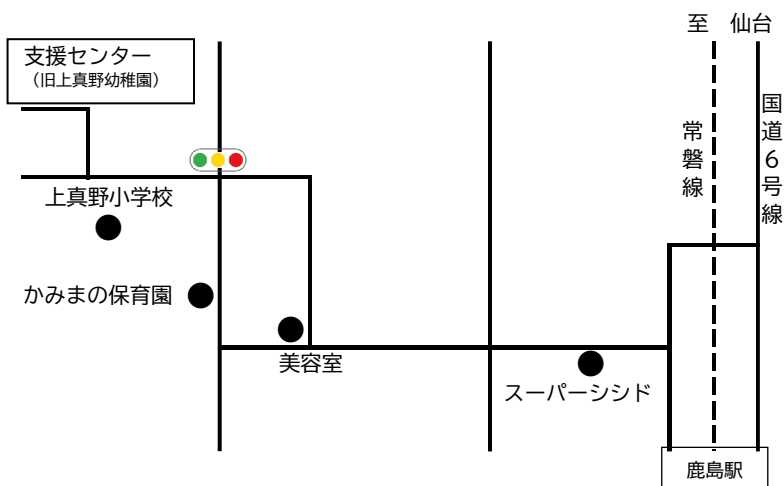
原町子育て支援センター

住 所：原町区東町三丁目7番地の4
 電話番号：0244-24-4558
 受付時間：8：30～17：15（月曜日～土曜日）



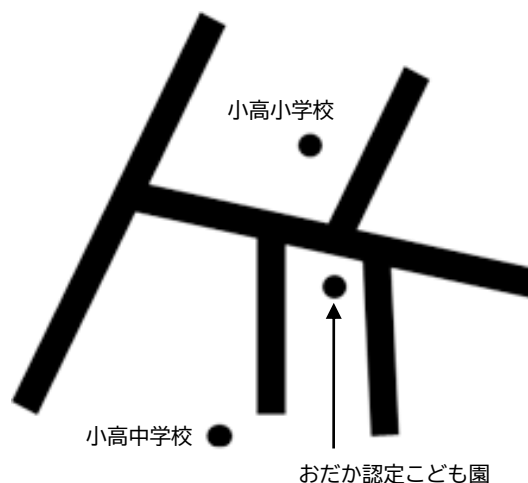
かしま子育て支援センター

住 所：鹿島区山下字中ノ内 273 番地の1
 電話番号：0244-47-2147
 受付時間：8：30～17：15（月曜日～土曜日）



おだか認定こども園

住 所：小高区関場二丁目 21 番地
 電話番号：0244-26-6043
 受付時間：8：30～17：15（月曜日～金曜日）



一時預かり事業の案内

■ 利用の条件

南相馬市在住で、満1歳から就学前までの健康なお子さん

※ 幼稚園、保育園、認定こども園に在園しているおさんは利用できません。



■ 利用内容

一時預かり可能時間	7:00 ~ 19:00 ※ 日曜日、祝日、年末年始は実施していません。
利用可能日数	1か月に最大 12日 までの利用が可能です。
利用料金 (1人あたり)	1日4時間未満 1,000円/回 1日4時間以上8時間未満 2,000円/回 1日8時間以上 3,000円/回 ※利用料金は、当日支払いでお釣りが出ないようにお願いします。
食事	飲み物、おやつ、お弁当は持参してください。
利用できない場合	<ul style="list-style-type: none">・ 体調不良（発熱等）の場合・ いつもと便の状態が異なっているとき（軟便、下痢等）・ 家族の中にインフルエンザ、結膜炎、水痘等の流行性の感染症に感染している人がいるとき
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 申込理由によっては、一時預かり事業をご利用できない場合がありますのでご了承ください。・ アレルギー等により服薬している場合は、1日2回（朝・晩）の服用でない場合、一時預かりを利用できない可能性があります。やむを得ない事情により日中も服薬が必要な場合は、必ず事前にご相談ください。同意書、処方箋の写し等をご提出いただく必要があります。・ キャンセルや利用時間に変更がある場合は、わかった時点で事前にご連絡ください。

■ 申請手続きの流れ

- ① 利用する初回のみ「一時預かり申請書」を利用する子育て支援センター（またはおだか認定こども園）に提出していただきます。その記入の際に、お子さんの健康保険証が必要になります。
※ オンライン手続き「ぴったりサービス」からも初回申請が可能です（下記参照）。
- ② 毎月20日から翌月の予約を受け付けています。利用したい日の前日までにご予約ください。
- ③ 1日にお預かりできるおさんは10人以内（おだか認定こども園は若干名）です。
- ④ 申込時（初回申請時）に、持参物や注意事項などをご説明します。

オンライン手続き「ぴったりサービス」の申請方法

- ① 地域を南相馬市と入力し、ぴったり検索で「子育て」にチェックを入れて「この条件で検索」をクリックする。
- ② 「一時預かり申請」を選択し、必要事項を入力する。
- ③ お子さんの健康保険証の写しをアップロードする。
- ④ 申請完了後、控えの保存または印刷し保管しておいてください。